

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

別表第1第1類の款産業観光局商工部の項中「産業技術研究所,」を削り、同項の次に次の1項を加える。

産業観光局 新産業振興 室	産業技術研究所
---------------------	---------

別表第2次長（歴史資料館次長を除く。）、美術館事務局長、事務局次長及び副園長の項中「事務局次長」を削る。

別表第2課長（衛生環境研究所の課長を除く。）及び部長の項中「除く。」の右に「動物園生き物・学び・研究センター長」を加える。

別表第2身体障害者リハビリテーションセンター所長の項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

別表第2こころの健康増進センター相談援助課長の項第5号及び第6号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第3発達相談所発達相談課長及び第二児童福祉センター発達相談課長の項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「（以下この項において「法」という。）」を削り、同項第2号から第4号までの規定中「法」を「児童福祉法」に改め、同項第5号中「法第27条第1項」を「児童福祉法第27条第1項」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第6号から第10号までの規定中「法」を「児童福祉法」に改め、同項第11号中「法第56条第2項」を「児童福祉法第56条第2項」に、「法第50条第7号」を「同法第50条第7号」に、「法第51条第1号」を「同法第51条第1号」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「法第57条の2」を「児童福祉法第57条の2」に改め、同項第12号中「法」を「児童福祉法」に改める。

別表第4保健センター長の項第12号中「障害者自立支援法（以下この項において

「法」という。)」を「障害者総合支援法」に改め、「精神障害者」の右に「及び障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）」を加え、同項第13号及び第14号中「法」を「障害者総合支援法」に改め、「精神障害者」の右に「及び難病患者」を加える。

別表第4健康づくり推進課長の項第2号及び第3号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「精神障害者」の右に「及び難病患者」を加える。

別表第5福祉事務所保護課担当課長（保健福祉局生活福祉部地域福祉課適正化推進担当課長をもって充てる担当課長を除く。）の項中「保健福祉局生活福祉部地域福祉課適正化推進担当課長」を「保健福祉局保健福祉部適正給付推進課及び同局生活福祉部地域福祉課の課長及び担当課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)